

出産育児一時金支援事業

伊達市は、子育て支援として出産した産婦に対し、県内で初めて出産育児一時金支援金（以下「出産支援金」）を支給し、出産時にかかる経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境を整えます。

1 内容

出産にかかる費用のうち、出産育児一時金（保険給付）を除く自己負担額の経済的負担軽減を図るため、産婦に対し、産児 1 人当たり 5 万円を支給する。

2 開始日 令和 4 年 4 月 1 日（金）

3 対象者

- （1）妊娠 22 週 0 日以降の出産であること
- （2）妊娠 22 週 0 日以降出産日を含め、産後 8 週間以上伊達市民であること
- （3）母子健康手帳の交付を受けていること
- （4）乳児の出生届が提出されていること など

4 受給の手続き

出生届等を提出後に、申請書とともに母子健康手帳・産婦名義の口座通帳の写しを、ネウボラ推進課または市民課、各総合支所（保原を除く）へ提出してください。

8 週間後の住所を確認後、出産支援金を翌月に振り込みます。

5 その他の支援

- （1）伊達市版ネウボラ事業（育児パッケージの贈呈）
ネウボラ保健師が訪問した際に、お子さまへのお祝いとして、子育てに役立つ育児パッケージをプレゼントしています。
- （2）伊達市子育て応援出産祝金給付事業
第 3 子以降のお子さんの出生に対し、出産金 50 万円（出生時 30 万円、小学校入学時 20 万円）を支給します。

担当 | こども部ネウボラ推進課
電話 024-573-5652